

独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準

2018年4月27日

改正 2019年3月28日

改正 2020年8月31日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

1. 趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の趣旨を尊重し、JSC内に調達コードに係る通報受付窓口を設置することとし、以下に業務運用基準を定める。

2. 実施体制

JSCは、通報受付窓口の設置にあたり、専門的な内容を含む案件にも迅速に対応するため、法律や建築等の専門家等を含めたチームにおいて対応方針を検討するとともに、必要に応じて、その他有識者による助言を求めることとする。

JSCは、通報受付窓口の運用に当たり、必要に応じて、関係するサプライヤー（JSCが契約を締結する物品・サービスの提供事業者で、一次サプライヤーを指す。）及びそれらのサプライチェーン（サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者で、二次サプライヤー、三次サプライヤーなどを指す。）に対して、サプライヤーを通じて通報処理の円滑な実施に協力するよう要請する。

3. 対象案件

本通報受付窓口は、JSCの調達する東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）関係の物品・サービス（以下「調達物品等」という。）に関する案件であって、調達コードの不遵守に関するもの（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの）のうち、法令等（契約基準等を含む。）に対する違反行為（以下、本基準において「調達コード不遵守」という。）に関する通報について取り扱うものとする。

※調達コード上、関連する法令等の遵守を基本として、「～しなければならない（～してはならない）」という表現で求めているものを指す。

ただし、以下に該当する案件は対象としない。

- (a) 他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要がないと認められる場合
- (b) 実質的に同一の案件について既に本通報受付窓口業務における手続が行われている場合。ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りではない。
- (c) 悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、あるいは、競争有利を得るために作られた通報その他本通報受付窓口業務における手続を開始することが明らかに適切でないとして認められる場合

※調達に係る各種法令や基準、認証制度そのものの妥当性や信頼性に関する通報であって、JSC が処理することが適切でないとして認められる場合を含む。

4. 通報の受付期間

通報の受付期間は、2018年4月27日から2021年9月5日（東京2020大会終了日）まで。

5. 通報の手段

通報は、原則として日本語とし、必要に応じ、英語についても可能な範囲で対応する。また、書面にて、専用のメールアドレス（又はウェブサイト）にて受け付ける。ただし、上記メールアドレス等にアクセスできる環境にない者については、JSC が指定する場所への郵送によって通報できることとする。通報の書面には、以下「6. 通報の内容」に掲げる各事項を記載する必要がある。

6. 通報の内容

通報の書面には、以下の各事項が日本語（ただし、英語についても可能な範囲で対応する。）で記載されていることが必要である。なお、通報内容に該当しない情報を除き必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行い、必要事項を記載できない場合は、通報対象案件として受け付けることができない場合がある。

なお、以下の内容について、資料が長大に及ぶ場合は、その要約も併せて提出することとする。

- (1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

- (2) 被通報者に関する情報
「被通報者」とは、当該通報において、調達コード不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指す。
- 1) 被通報者の氏名又は名称
 - 2) 被通報者の住所・連絡先
 - 3) JSCが調達する東京2020大会関係の調達物品等を特定するに足る情報（商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、または、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載すること。さらに、製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報を記載すること。）
 - 4) 通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその社員）
- (3) 通報者に対して生じた現実の負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容
- (4) 通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実（当該事実が上記(2)の3)の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含む。）及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項
- (5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係
- (6) 通報者が期待する具体的な解決策
- (7) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件、に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）
- (8) 代理人を介して通報を行う場合には、代理人を介して通報を行う必要性を記載し、通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付すること。

7. 通報受付窓口における案件処理のプロセス

通報受付窓口における案件処理の標準的なプロセスは以下(1)～(6)のとおり。

このプロセスを基本として処理するが、案件の内容・性質等に応じて、複数の手続きを並行して行ったり、または、一部の手続きを省略したりすること等がある。なお、同プロセスにおいて「当事者」とは、調達コード不遵守を犯した（可能性のある）者、及び、当該調達コード不遵守によって現実の負の影響を受ける（相当程度の蓋然性がある）者を指す。

- (1) 通報の受付
通報者は、上記「6. 通報の内容」に掲げる各事項を記載した通報を、書面で通報受付窓口へ提出する。記載内容は、別添：通報フォームに示す通り。
- (2) 処理開始案件の審査
JSCは、受け付けた通報について、上記「3. 対象案件」「4. 通報の受付期間」「5. 通報の手段」及び「6. 通報の内容」に照らして処理手続を開始

するか審査する。JSC は、必要記載事項を満たした通報を受領後、原則として 14 日以内に、通報者に対し処理手続を開始するか否かを通知する。ただし、通報の内容、性質等によって、これ以上の審査期間を要することが判明した場合は、速やかに通報者へ連絡する。

通報の処理手続を進めない場合においても、その事実とその理由を書面で通知する。またその場合、JSC は、可能な範囲で、他の苦情処理メカニズムに関する情報を提供する。

(3) 情報の収集、事実関係の確認

JSC は、上記(2)において処理手続を開始すると判定した案件について、当事者等からそれぞれ情報を収集・整理する。

被通報者がサプライチェーンの場合、JSC は、サプライヤーに対し、サプライチェーンに対する事実関係の確認を要請する。サプライヤーは、サプライチェーンに対して事実関係の確認を行った上、その結果を JSC に報告する。

(4) 事実関係に基づく適切な対応の促進

JSC は、サプライヤーからの報告に基づき、通報者に事実関係を書面（メールを想定）にて伝達する。

なお、労使間の対話等他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、JSC は当事者の意向等を確認した上で同メカニズムの利用を求めることができる。

(5) 改善措置等

被通報者による調達コード不遵守が事実だった場合、JSC は、被通報者に対し、改善措置を要請し、改善結果に関する報告を求める。また、JSC は、改善結果について関係者に通知する。

(6) 通報案件の処理完了の判断

JSC は、被通報者から上記(5)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の通報処理プロセスが完了したことの判断を行う。処理の完了した案件は、関係者にその旨を通知する。

上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ、調達コード不遵守の事実が確認できない場合、上記の手続きを継続しても解決が見込めない場合、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、JSC が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスを終了することを判断できることとする。

通報フォーム¹

年 月 日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター 行

(1) 通報者について ²	
1) 氏名	
2) 住所	
3) 電話番号	
4) E メールアドレス	
5) 被通報者への匿名を希望しますか? ³	はい・いいえ (いずれかに○をする)
(2) 被通報者について ⁴	
1) 被通報者氏名又は名称	
2) 被通報者の住所・連絡先	
3) JSC が調達する東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係の調達物品等を特定するに足る情報 ⁵	

¹ 必要事項について正確に記載してください。必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細な確認を行うため、処理開始までに時間がかかる場合があります。また、必要事項を記載できない場合は、通報対象案件として受け付けることができない場合があります。

² 通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければいけません。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができます。

³ 「いいえ」に○がされた場合でも、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。

⁴ 「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。

⁵ 商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、又は、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載してください。さらに、製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報を記載してください。

4) 通報者と被通報者との 関係	(例：雇用主とその社員 等)
(3) 通報者に対して生じた現実の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容	
(4) 通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実 ⁶ 及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項	
(5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係	
(6) 通報者が期待する具体的な解決策	
(7) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口業務における手続を行われている案件、に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）	

⁶ 当該不遵守が上記(2)の3)の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。

(8) 代理人について	
1) 代理人の有無	有・無 (いずれかに○をする。有の場合のみ、2)～4)を記入)
2) 代理人が必要な理由	
3) 代理人氏名・連絡先	(住所、電話番号、Eメールアドレス)
4) 授権の証憑	※通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付してください